

平成 24 年の獣医療訴訟動向から学ぶ (I)

岩上悦子[†] 勝又純俊 内ヶ崎西作 (日本大学医学部社会医学系法医学分野)



岩上悦子

平成 24 年には 7 件の獣医療訴訟判決が、「判例時報」や「判例タイムズ」といった判例誌を含む複数のオンラインの判例データベース (Westlaw Japan : <https://go.westlawjapan.com>, LEX/DB データベース : <http://www.tkclex.ne.jp/>) に記載されている (平成 26 年 4 月 1 日現在)。一審では 1 件を除き、すべて獣医師側の勝訴であった (表)。うち 6 件は判決を不服として控訴し、さらに 2 件は上告もしているが、いずれも判決の変更はなく終局している。本稿では、これらの地裁判決から見えてくる平成 24 年の獣医療訴訟の動向を分析し、解説する。

1 事案の概要

(1) 事例 1 (平成 24 年 1 月 25 日東京地裁判決)

ウェブサイトで犬の関節疾患に対する専門的な治療を行う病院を知り、股関節形成不全のあるラブラドル・レトリバー (雌・7 歳) を受診させた。関節鏡検査において、左膝は前十字靭帯の部分断裂 (疑い) と半月板損傷、右膝は前十字靭帯の部分断裂と診断され、検査に続き右膝の TPLO (脛骨後傾角水平化手術) が行われた (平成 21 年)。術後 8 日目に退院となり X 線写真を見せたところ、飼い主らは「骨を切ることは了承していたけれども金属で止めることは知らなかった」と大声で騒ぎ出して獣医師を非難したため、病院側は不可解に思いながらも謝罪して治療費を免除した。退院 3 日後の再診時には自己抜糸されており、患部に滲液の貯留も見られたので再入院となった。この滲液からは MRSA が検出されたため、創部洗浄とデブリード手術を繰り返したが、改善せず、TPLO プレートの入れ替え手術を行ったところ取り外したスクリューから MRSA が検出された。15 日間の入院治療の末、飼い主と話し合い、大学病院に転院して約 4 週間後に退院となった。

この経過を受け、飼い主夫婦は①手術の適応がなかった、②手術の事前説明・承諾がなかった、③手術中に細菌

感染を生じさせたなどとして、動物病院及び院長に対し 705 万余円の損害賠償を請求する訴訟を起こした。

裁判所は、カルテや文献、転院後の大学での担当医の供述などから、「手術の適応はあった」と認め、カルテや診療料金見積書等から「獣医師は手術について必要な説明を行い、飼い主から手術を施行する依頼を受けている」、「仮に、飼い主らが手術の内容について理解が不十分な点があったとしても、獣医師は飼い主らの同意の下、手術を行ったものであり、手術を行ったことについて違法な点はない」と認定した。一方、MRSA 感染については、血液検査では炎症反応を示す CRP 値及び WBC 値が術後から再入院時まで漸次的に上昇し、手術 3 日目より創部に滲液貯留が認められたものの、術中術後に複数回行われたプレートや滲液の細菌培養検査がいずれも陰性であったなどの結果から、「感染は術中ないし入院中に生じたと認めることはできない」として飼い主らの請求を棄却した。飼い主らはこの判決を不服として控訴したが、棄却され (平成 24 年 7 月 5 日東京高裁)、この裁判は終局した。

(2) 事例 2 (平成 24 年 5 月 30 日東京地裁判決)

3 匹のフェレット (雌・4 歳, 雄・5 歳, 雄・4 歳) の診療を動物病院に依頼したところ、治療を受けたにもかかわらず、相次いで死亡した (平成 17~18 年)。

そこで飼い主は、獣医師らの行った①腹腔内腫瘍に対するステロイド投与、②椎間板ヘルニアに対するステロイド投与、③心臓疾患及び悪性リンパ腫に対するステロイド投与は、それぞれ獣医療水準に反するなどとして、動物病院及び勤務獣医師らに対し 600 万円の損害賠償を請求する訴訟を起こした。

この事件では既に 2 件の民事訴訟が行われている。平成 21 年 1 月 19 日東京地裁判決においては、飼い主が 3 匹の診療内容等の説明回答を獣医師に求めたが棄却された。平成 23 年 5 月 26 日東京地裁判決においては、3 匹の治療に関する注意義務違反等を理由に損害賠償を求めたが棄却された。本件裁判所も、前記別件訴訟における認定のとおり、いずれの治療も適切であるとした。さら

[†] 連絡責任者：岩上悦子 (日本大学医学部社会医学系法医学分野)

〒173-8610 板橋区大谷口上町 30-1 ☎03-3972-8111 (内線 2277) FAX 03-3958-7776
E-mail : eiwak.med.nihon@gmail.com

表 平成24年の獣医療訴訟一覧

事例	判決日 裁判所	判決 (請求)	動物種	原告 被告 事案の概要	出典
1-1	H24. 1.25 東京地裁 民事35部	無責 (705万余円) 控訴	犬 ラブラドール・ レトリバー 雌・7歳	飼い主夫婦2人 ベットクリニック・院長(執刀医) 股関節形成不全。関節鏡検査で右前十字靭帯部分断裂 を確認し、TPLO手術(H21.2)。退院後の再診時に患 部のMRSA感染を確認。創部の洗浄・デブリード等を 繰り返すも改善せず、大学に転院。	WestlawJapan LEX/DB
1-2	H24. 7. 5 東京高裁	無責 確定			東京地裁調べ
2-1	H24. 5.30 東京地裁 民事35部	無責 (600万円) 控訴	フェレット 雌・4歳 雄・5歳 雄・4歳	飼い主 動物病院・勤務医2人(担当医) ①肺水腫、腹腔内腫瘍、ステロイド治療、死亡。 ②椎間板ヘルニア、ステロイド治療、死亡。 ③肺水腫、心肥大、悪性リンパ腫、ステロイド治療、 死亡。(いずれもH17~18年)。	WestlawJapan LEX/DB
2-2	H24.10.25 東京高裁	無責 上告			東京地裁調べ
2-3	H25. 4.19 最高裁	無責 決定			東京地裁調べ
3-1	H24. 6. 7 東京地裁 民事14部	無責 (174万余円) 控訴	猫 雄・10歳	飼い主 動物病院・院長・副院長(担当医) 主訴は1カ月前からのくしゃみ、鼻水、目やに、1週 間前からの食欲低下。腹水、溶血性貧血、FIV陽性で あり入院。FIPと診断。輸血適合猫なく血漿輸血、イ ンターフェロン+プレドニゾロン療法をするも、13日 後に死亡(H19.5)。	WestlawJapan
3-2	H24.10.31 東京高裁	無責 上告			東京地裁調べ
3-3	H25. 6.27 最高裁	無責 決定			東京地裁調べ
4-1	? 東京簡裁	10万円 (10万円) 控訴	猫 雌・13歳	動物病院・院長 飼い主 乳腺腺癌の手術歴あり(H22.11)。肺やリンパに転移 があれば手術しないとの希望あり。術前にリンパ節の 腫脹を発見したが左側乳腺全摘出術・リンパ節郭清術 (H23.1)。25日後死亡。 診療報酬請求。	未登載
4-2	H24. 6.14 東京地裁 民事14部	10万円 確定			LEX/DB
5-1	H24. 6.14 東京地裁 民事35部	無責 (823万余円) 控訴	犬 マルチーズ 雄・8歳	飼い主夫婦2人 動物病院・院長(執刀医) 間欠的嘔吐のため試験開腹①。リンパ球性腸炎と診断。 腹水が貯留し、17日後に開腹手術②。空腸に穿孔があ り、壊死性線維索性化膿性壁性空腸炎・漿膜炎。6日 後死亡(H21.5)。	WestlawJapan LEX/DB
5-2	H24.10.30 東京高裁	控訴取下 確定			東京地裁調べ
6	H24. 7.19 東京地裁 民事14部	無責 (血検結果と カルテ開示、 説明、慰謝料 160万円、謝 罪文) 確定	猫 日本猫 雄・16~17歳	飼い主夫婦2人 動物病院・勤務医(担当医) 慢性腎不全。跛行のため抗生剤とメタカムを処方(外 注BUN 59.1, Cre 3.01)。1週間で改善し中止。約1 カ月後に食欲不振(BUN 140以上, Cre 10以上)、約 1カ月後に死亡(H23.8)。	WestlawJapan LEX/DB
7-1	H24.12.20 東京地裁 民事30部	70万余円 (177万余円) 控訴	犬 チワワ 雌・5歳 雌・6歳	飼い主2人 獣医師(院長) 4匹の歯石除去手術をし、2匹が施術後に死亡(H22.12)。 ラビノベットとソムノベンチルで麻酔。気道確保、酸 素吸入の準備、継続した監視、気管挿管等せず。麻酔 の副作用で死亡。	WestlawJapan
7-2	H25. 3. 2 東京高裁	控訴取下 確定			東京地裁調べ

に、フェレットのようなエキゾチックアニマルに対する文献の数は限られており、適用が認められている医薬品がほとんどないなどの事情から、「プレドニゾロンの至適量についての獣医療水準が確立しているものとは認められず、(中略)獣医師らの治療行為が獣医療水準に違

反するということとはできない」として、飼い主の請求を棄却した。飼い主はこの判決を不服として控訴したが棄却され(平成24年10月5日東京高裁)、さらに上告したが、上告棄却決定、上告不受理となり、この裁判は終局した(平成25年4月19日最高裁)。

(3) 事例3 (平成24年6月7日東京地裁判決)

食欲低下等を示す猫(雄・10歳)が入院となり、諸検査によりFIP(猫伝染性腹膜炎)と診断された。インターフェロンとステロイド等の治療を受けたが、免疫介在性溶血性貧血の進行もあり、13日後に死亡した(平成19年)。

この経過を受けて飼い主は、①FIPが治療法の確立していない病気であることに関する説明義務、②インターフェロンに関する説明義務、③不要検査禁止義務に違反があったなどとして、動物病院と主治医に対し、174万余円の損害賠償を請求する訴訟を起こした。

裁判所は、「カルテには時系列に沿う形で、諸検査の結果、各時点における担当獣医師らの診断内容、他のスタッフへの指示内容、飼い主への説明内容等が詳細に記載されており、「FIPの可能性があり、急変があり得る状態であることの説明を尽くしていた」と認定した。また、「FIPの予後は非常に悪く、完治させるための確立した治療法はなかったのだから、延命可能性があることを期待してインターフェロン投与を選択することは獣医師の裁量に基づく判断として許容される」とも認定した。そして、「被告病院は、FIPに対するインターフェロン投与について症例報告や論文を発表するなどしており、相応の獣医学的知見を有していた」と認め、「カルテにその説明を裏付ける直接の記載はないが、その説明内容は文献の記載に沿う合理的なものであり、インターフェロン投与に当たっては必ず飼い主に説明を行っていたという獣医師らの供述の信用性は高い」とした。さらに、「鑑別診断のために行われた諸検査が不要であったということとはできない」とし、その後のクロスマッチや連日の血液検査も問題なしとして、飼い主の請求を棄却した。飼い主はこの判決を不服として控訴したが棄却され(平成24年10月31日東京高裁)、さらに上告もしたが、上告棄却決定、上告不受理となり、この裁判は終局した(平成25年6月27日最高裁)。

(4) 事例4 (平成24年6月14日東京地裁控訴審判決)

猫(雌・13歳)に左側乳腺全摘出術及びリンパ節郭清術を行うことになった。飼い主は、「肺やリンパに転移の兆候がある時は手術をしない」との意向を繰り返し伝えていたが、手術直前の剃毛の際、リンパ節の腫脹が発見されたにもかかわらず、そのまま手術が行われ、25日後に死亡した(平成23年)。その後、飼い主は獣医師が飼い主の意向に反して手術を強行したと主張して診療費を支払わないため、獣医師側が診療報酬10万円を請求する訴訟を東京簡易裁判所に起こした。原審(簡裁)では、獣医師の請求を全部認容したが、飼い主側がこれを不服として控訴した。

控訴審(東京地裁)では、①この手術の2カ月前に右

側乳腺全摘出術が行われ「乳腺癌」であったこと、②今回の乳腺腫瘍も悪性の可能性が高く転移の可能性を十分考慮しなければならないこと、③X線では肺転移が認められないこと、④乳腺部や付属リンパ節でがん細胞がとどまっているのであれば手術により延命の可能性がある」と獣医師は考えており、飼い主にも説明していたことが認められ、獣医師の主張が認容された。そして、「(飼い主は)前記④の説明に同意し、リンパ節郭清術には同意していたのだから、手術実施の適否判断に直接影響するほど(リンパ節が)腫脹していたわけではない以上、改めて実施の同意を得る義務はない」として飼い主に診療報酬10万円の支払を命じた。

(5) 事例5 (平成24年6月14日東京地裁判決)

リンパ球性形質細胞性腸炎のためステロイド療法を行っているマルチーズ(雄・8歳)に対し、時々嘔吐があるので開腹検査手術①を行い、腸管数カ所を全層生検した結果、「リンパ球性腸炎」と診断された。入院加療をしていたところ、術後16日目に大量の腹水が貯留したため、腹膜炎を疑って翌日に再度開腹手術②を行った。その結果、空腸には穿孔が認められたため切除縫合し、大網は炎症を起こしていたため除去し、手術①の際の生検部位(十二指腸)は漿膜のみ離解していたため再縫合した。この穿孔部位と漿膜は「壊死性、線維素化膿性、壁性空腸炎及び漿膜炎」と病理診断されたが、手術②の6日後に腹膜炎によるDIC、腎不全並びに血栓症等により死亡した。この結果に照らし動物病院は、診療費57万余円を21万円に減額して請求した。

この経過を受け、飼い主夫婦は動物病院と院長に対し、少量の腹水が超音波で確認された時点(手術①の9日後)で腹膜炎を疑い詳細な検査をする義務違反、手術①の前に「リンパ球性腸炎の予後が悪く、生存期間が半年から1年というケースがある」と説明する義務違反があったなどとして、823万余円の損害賠償を請求する訴訟を起こした。

裁判所は、手術②の病理検査結果によれば、「線維素化膿性の炎症であり、手術②の直近に生じた病変である」と考えられ、「腹膜炎の発症時期は大量の腹水が発見される直前のころと考えるのが合理的である」とした。一方、術前の説明義務については、「リンパ球性腸炎は治療の効用に個体差が大きいものの、一般的に予後が悪い病気とは言えない上」、「ステロイド療法により食欲の改善が認められ、体重も増加しており、リンパ球性腸炎の予後が悪いと予想させる具体的事情もないことからすれば、手術①の時点での説明義務違反があったとは言えない(殊更悲観的に説明することはかえって誤った判断材料を提供することになる)」とし、請求を棄却した。飼い主はこの判決を不服として控訴したが、控訴取

り下げ（平成24年10月30日東京高裁）となり、地裁判決が確定した。

（6）事例6（平成24年7月19日東京地裁判決）

慢性腎不全の日本猫（雄・16～17歳）の右上腕部が腫脹して跛行が見られたため、診断的治療として抗生剤とNSAIDsを1週間処方した。この時に外注した血液検査では、BUN 59.1mg/dl、クレアチニン3.01mg/dlであった。1週間後、跛行は改善傾向が見られ一般状態は良好とのことだったので薬を中止し、慢性腎不全の治療として活性炭の内服に加え週1回の皮下点滴をすることにした。しかし26日後に食欲がなくなり、血液検査ではBUN 140mg/dl以上、クレアチニン10mg/dl以上と異常高値であったため点滴治療が行われたものの、それから約1カ月後に死亡した。

この経過を受け、飼い主は動物病院とNSAIDsを処方した獣医師に対し、血液検査結果の開示やNSAIDsを処方した理由の説明などを求める調停を申し立てた。しかし不成立となったため裁判を起し、①血液検査の結果とカルテの開示、②NSAIDsを処方した理由の説明、③慰謝料、④謝罪文を求めた。

裁判所は、調停及び裁判を通してカルテが開示されており、顛末報告義務は尽くされたと認定した。NSAIDs処方の経緯については、「高齢で慢性腎不全の猫に対して麻酔をかけたり手術を考えたりするのではなく、まずは診断的治療として抗生剤と消炎鎮痛剤であるNSAIDsを使い、跛行や腫れが治まるか短期間様子を見ること、（中略）副作用が出る可能性があること」を説明していたと認めた。一方、NSAIDsの使用説明書には「高齢で衰弱した猫には慎重に投与すること、腎臓の機能障害が認められる猫には投与しないこと、腎臓に悪影響を及ぼ

す場合があること」などが記載されているものの、慢性腎不全の猫に対するNSAIDsの投与が安全であることを裏付ける文献〔1〕を獣医師が提出したことから、「NSAIDsを処方したことが直ちに過失ないし注意義務違反を構成するものではない」とし、処方時期と症状及び検査結果の推移から「NSAIDsの副作用によって体調が悪化したとは認められない」として飼い主の請求を棄却した。

（7）事例7（平成24年12月20日東京地裁判決）

チワワ4匹がかかりつけ病院で歯石除去施術を受け、2匹が施術後に死亡した。術前に歯石除去施術の危険性について説明はなく、1匹は体重測定もされていなかった。なお、麻酔薬はプロポフォルとベントバルビタールNaが用いられ、気管挿管は行われていなかった。

この経過を受け、飼い主は院長に対し麻酔剤投与に関する注意義務違反及び説明義務違反があったとして、177万余円の損害賠償を求める訴訟を起した。

裁判所は、全身麻酔剤の投与は「呼吸抑制、循環器系の抑制等の副作用があり得る」ため、「気道確保、人工換気、酸素吸入の準備をした上で、プロポフォルとベントバルビタールNaを投与後、継続的に監視し、異常が現れれば気管内挿管等の適切な措置を迅速に実施する注意義務があり、獣医師は上記準備、監視、措置の注意義務を怠った」とした。そして死因は「全身麻酔剤の副作用」と認定し、慰謝料30万円×2匹に葬儀費用と弁護士費用を加え計70万余円の損害賠償支払を命じた。この判決を不服として獣医師側は控訴したが、控訴取り下げ（平成25年3月2日東京高裁）となり、地裁判決が確定した。

（以降、次号につづく）